

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）からのお知らせ

◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から長寿医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、長寿医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

◎葬祭費について

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費2万円が支給されます。

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、死亡した方の保険証と葬祭を行った方の印鑑と通帳（口座が分かるもの）をもって役場住民福祉課または支所住民室まで葬祭費の申請をしてください。

【お問い合わせ先】 住民福祉課 ☎ 77-3614 住民室 ☎ 78-2211

国民健康保険からのお知らせ 出産一時金等の変更について

◆出産一時金等の変更について

美波町国民健康保険に加入している被保険者が平成21年10月から平成23年3月末までに出産した場合、次のように変更いたします。

- ・ 現行 38万円 → 42万円（産科医療補償制度加入機関で出産）
- ・ 現行 35万円 → 39万円（産科医療補償制度未加入機関で出産）

◆出産育児一時金等医療機関等への直接支払制度

これまで出産育児一時金は、被保険者の申請による事後払いでしたが、10月1日からは原則として出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受取を直接保険者で行うこととなりました。

このことにより原則42万円の一時金の範囲内で、医療機関窓口で現金をお支払いいただく必要がなくなります。

- ・ 出産費用が42万円を超えた場合は、不足額を医療機関窓口でお支払いください。
- ・ 出産費用が42万円未満で収まった場合は、医療機関等から交付された明細書を役場税務保険課又は支所住民室に提出することにより差額を償還払い致します。

※ 出産育児一時金等医療機関等への直接支払制度を希望しなかった方については、従来どおり退院後に役場窓口にて請求してください。

【お問い合わせ先】 役場税務保険課 ☎ 77-3615